

## 板橋区防災街区整備事業補助金交付要綱 (国土交通省住宅局所管補助事業)

平成 18 年 4 月 1 日 板橋区長決定

平成 21 年 4 月 1 日 一部改正

令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

### (通則)

第 1 条 住環境の整備、防災性の向上及び良質な住宅の供給を目的として、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号。以下「法」という。）第 2 条第 5 号に規定する防災街区整備事業（その準備段階も含む。）に要する経費の一部を補助することについては、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和 42 年板橋区規則第 3 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (名称)

第 2 条 この要綱により交付される補助金を、防災街区整備事業補助金（以下「補助金」という。）と称する。

### (補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 法第 122 条第 1 項の規定により施行の認可を受けた施行者（以下「個人施行者」という。）

(2) 法第 136 条第 1 項の規定により設立された防災街区整備事業組合（以下「事業組合」という。）

(3) 法第 165 条第 1 項の規定により施行の認可を受けた施行者（以下「事業会社」という。）

(4) 防災街区整備事業の施行地区となるべき土地の区域内にある宅地について所有権又は借地権を有する者の 3 分の 2 以上の者が参加している防災街区整備事業準備組織（以下「準備組織」という。）

### (補助事業)

第 4 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び費用は、次に掲げるものとする。ただし、準備組織に係る補助事業の費用は第 1 号のア及びイに掲げるものとする。

(1) 調査設計計画

- ア 事業計画作成費
- イ 地盤調査費
- ウ 建築設計費
- エ 権利変換計画作成費

(2) 土地整備

- ア 建築物除却等費
- イ 土地整備費
- ウ 仮設住宅等設置費

(3) 共同施設整備

- ア 空地等整備費
- イ 供給処理施設整備費
- ウ その他の施設等整備等費

(4) その他

- ア 1号から3号に掲げる補助事業に係る附帯事務費
- イ その他区長が必要と認める費用

(補助金の額及び費用等)

第5条 補助金の額は、当該年度予算の範囲内で補助事業に要する経費に別表1に掲げる率を乗じて得たものとする。

2 補助事業の費用等について、本要綱に定めがない事項については、当該年度の住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱及び東京都防災密集地域総合整備事業補助金交付要綱の定めるところによる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、あらかじめ、補助金交付申請書（別記第1号様式）を区長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 区長は、補助金交付申請書の提出があったときは、補助事業の目的及び内容を調査し、補助金の交付が適当であると認めたときは、交付を決定し、交付決定の内容及び条件を補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の申請者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、補助金交付決定通知書を受領した後14日以内に、補助金交付申請

取下書（別記第3号様式）により、補助金の交付申請を取下げることができる。

- 2 前項の規定による補助金の交付申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（交付方法）

第9条 補助金は、補助金交付決定通知書を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）から提出された請求書（別記第4号様式）に基づき交付する。

- 2 区長は、補助事業者から請求書の提出があったときは、交付決定額の範囲内において、補助事業の進捗度合等を勘案して、補助事業の区分に応じ、補助金を分割し、又は一括して交付することができる。

（補助事業の経費の配分及びその変更）

第10条 補助事業の経費は、補助事業の区分に応じ、調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費及びその他の経費とする。

- 2 補助事業者は、補助事業の経費の配分を変更しようとするときは、補助金の経費の配分変更申請書（別記第5号様式）により、区長の承認を受けなければならない。

（内容の変更）

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定の後に補助事業の内容の変更をしようとする場合において、補助金の額に変更を生じるときは、補助金交付変更申請書（別記第6号様式）により、区長の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付決定の後に次の各号のいずれかに該当する補助事業の内容の変更をしようとする場合において、補助金の額に変更が生じないときは、内容変更申請書（別記第7号様式）により、区長の承認を受けなければならない。

（1）防災施設建築物の位置及び形態の変更

（2）事業を施行する区域の変更

（中止及び廃止）

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定の後において、やむを得ない事情により補助事業を中止又は、廃止しようとするときは、速やかに中止（廃止）承認申請書（別記第8号様式）により、区長の承認を受けなければならない。

（完了期日の変更）

第13条 補助事業者は、補助事業が交付決定通知に付された期日までに完了しないときは、速やかに完了期日変更報告書（別記第9号様式）により、区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告があったときは、その理由を調査し、補助事業者にその処理について適切な指示をするものとする。

(遂行状況報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関して、各四半期（第 4 四半期を除く。）ごとに遂行状況報告書（別記第 10 様式）により、区長に報告しなければならない。

(遂行命令等)

第 15 条 区長は、補助事業者が提出する前条の規定による報告書、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めたときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 区長は、補助事業者が前項の規定による命令に従わないときは、補助事業者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに完了実績報告書（別記第 11 号様式）により、区長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに年度終了実績報告書（別記第 12 号様式）により、区長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 17 条 区長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助事業に要した経費に補助率を乗じて得た額と補助金の交付決定額とを比較して、いずれか低い額をもって交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（別記第 13 号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第 18 条 区長は、前条の規定による審査及び調査の結果、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、補助事業者に対し、これらに適合させるための措置をとるよう命ずることができる。

(交付決定の取消)

第 19 条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決

定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があつた後においても適用するものとする。

#### (補助金の返還)

第20条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して、期限を定めて補助金の返還を命じることができる。

2 区長は、補助金の額の確定をした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対して、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命じることができる。

3 区長は、前2項の場合において、補助金の返還を命ずるときは、補助金返還命令書(別記第14号様式)により、補助事業者に通知する。

#### (関係書類・帳簿等の整理保管)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る収入、支出に関する帳簿・証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類を作成し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、5年間整理保管しなければならない。

2 前項に規定する書類の保管期限の計算は、当該補助事業完了の翌年度4月1日から起算する。

#### (補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な細目は、まちづくり推進室長が別に定める。

付則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

補 助 対 象				
経費 の 区分	費用の 区分	補助金の範囲	補助率	
調査設計計画費		事業計画作成、地盤調査、建築設計、権利変換計画作成に要する費用	2 / 3	
土地整備費	建築物 除却等 費	建築物等除却、補償等に要する費用	2 / 3	
	土地 整備 費	①道路の整備に要する費用(用地取得を含む。以下、②から⑤までにおいて同じ。) ②公園、緑地、広場の整備(整備しようとする面積が100 m <sup>2</sup> 以上の場合に限る。ただし、既存公園の隣地を用地取得し、既存公園と一体として整備する場合は、この限りでない。)に要する費用 ③給排水の整備に要する費用 ④立体遊歩道等の整備に要する費用 ⑤集会所等の施設の整備に要する費用 ⑥電線類の地下埋設に要する費用(電力会社等が負担する費用を除く。) ⑦環境共生施設の整備に要する費用 ⑧防災関連施設整備に要する費用		※  ①～③に掲げる費用は、 3 / 3
	仮設住 宅等設 置	①建設工事費(給水、排水、ガス等の工事のうち、その管理を他に移管する部分の工事に要する費用及びこれらの工事の負担金としての費用を含む。以下、②及び③において同じ。) ②移設工事費 ③補修工事費 ④その他の費用		
共同施設整備費		防災施設建築物の建築に伴って必要な ①空地等の整備に要する費用 ②供給処理施設の整備に要する費用 ③その他共用通行部分等に係る建築工事に要する費用	2 / 3      ※	
上記費用に要する附帯事務費			2 / 3	
その他区長が必要と認める費用			区長が認める率	

※ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条の規定に基づき定め、または定める予定である防災再開発促進地区の区域内で施行される事業にあつては、それぞれの費用の額に1.35を乗じて得た額とする。

第1号様式（第6条関係）

番 号  
年 月 日

（あて先） 板橋区長

申請者 所在地  
名 称  
代表者 印

年度防災街区整備事業補助金交付申請書  
（ 地区又は工区）

年度防災街区整備事業について、補助金の交付を受けたいので、板橋区防災街区整備事業補助金交付要綱（国土交通省住宅局所管補助事業）第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 防災街区整備事業（ 地区又は工区）
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の完了予定期日及び実施計画（別紙1のとおり）  
年 月 日
- 4 交付申請額 千円  
（補助事業に要する経費 千円）
- 5 年度別事業計画内訳書（別紙2のとおり）
- 6 交付申請額の算出方法等（別紙3のとおり）

（記載上の注意）

交付申請は、1地区又は1工区につき1交付申請書で行うこと。

実施計画

項目		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
調査設計計画	事業計画作成													
	地盤調査													
	建築設計													
	権利変換計画作成													
土地整備	建築物除却等													
	土地整備													
	仮設住宅等設置													
共同施設整備	空地等													
	供給処理施設													
	その他の施設等													
その他	附帯事務費													

(注) この表は、棒状に表すこと。



年度別事業計画内訳書

(単位：千円)

項目		年度計画		全体計画				過年度				当該年度				翌年度以降			
		事業量	事業費	国費	都費	事業量	事業費	国費	都費	事業量	事業費	国費	都費	事業量	事業費	国費	都費		
防 災 街 区 整 備 事 業	調査設計計画	事業計画作成																	
		地盤調査																	
	建築設計																		
	権利変換計画作成																		
	小計																		
	土地整備	建築物除却等																	
		土地整備 仮設住宅等設置																	
	小計																		
	共同施設整備	空地等																	
		供給処理施設 その他の施設等																	
	小計																		
	その他	附帯事務費																	
		小計																	
	計																		

- (注) 1. 事業量欄は、記載できる項目だけでよい。  
 2. 当該年度欄は、当該年度内において事業を執行する予定額を記載すること。  
 3. 事業別に区分して提出すること。

別紙 3

1. 交付申請額の算出方法及び経費の配分

(単位：千円)

種 別	事業費	補助 事業費 A	地方公共団体が 補助する額 B	補 助 率	交付申請額 C
調査設計計画 土地整備 共同施設整備 附帯事務費 ( % )					
計				C / A = C / B =	
総 計	今回交付申請額				
	既交付決定額				
	変更増△減額				

(注) 1. 事業費欄は、実際に要する事業費を記載すること。

2. 変更申請する場合は、下段に今回交付申請額を、上段に既交付決定額を ( ) 書で記載すること。

2. 交付申請額の算出方法の明細

(1) 調査設計計画

(単位：千円)

項 目	事業費	補助事業費 A
イ 事業計画作成費		
ロ 地盤調査費		
ハ 建築設計費		
ニ 権利変換計画作成費		
合 計		

(注) 変更申請する場合は、下段に今回交付申請額を、上段に既交付決定額を ( ) 書で記載すること。

イ 事業計画作成費

区分	細 分	数量	単位	請 負		直 営		摘 要
				単価 円	金額 千円	単価 円	金額 千円	
測量	土地建物等現況測量							境界、水準、地形路線、測量等
	・多角測量 ・細部測量		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>					
調査	土地建築物等現況調査							宅地、公共用地
	・土地利用現況調査 ・建物等現況調査 ・公共施設調査 ・占用物件調査 ・居住営業調査		m <sup>2</sup> 件 件 件 件					
基本設計	権利等現況調査							土地登記簿調査、実地調査 建物登記簿調査、実地調査
	・土地権利調査 ・建物権利調査		件 件					
資金計画	土地評価							広場等特別に設計を要するものがない場合は、施設建築物基本設計に含まれているものとする。 別添内訳表を作成(注)
	評価件数		件					
その他	建物評価							別添内訳表を作成(注)
	評価件数		件					
基本設計	基本設計							広場等特別に設計を要するものがない場合は、施設建築物基本設計に含まれているものとする。 別添内訳表を作成(注)
	施設建築物基本設計 施設建築敷地基本設計		m <sup>2</sup>					
資金計画	公共施設基本設計							別添内訳表を作成(注)
	資金計画							
その他	直接費：直接人件費 直接経費							別添内訳表を作成(注)
	間接費：諸経費 技術経費		式					
その他	歴史的建築物等の再生方法の調査							別添内訳表を作成(注)
	環境アセスメント その他		式					

- (備考) 1. 直営の場合には、摘要欄に、住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成12年3月24日付け建設省住街発第29号）第2-1-2の末尾に掲げる表に従った使途内訳を記載すること。
2. 委託費は、直営欄に計上すること。
3. 積算内訳が必要なものについては、摘要欄にその内容を記載すること。
4. 細分欄のうち、補助事業費から除外した項目がある場合は、補助事業費を請負及び直営欄の金額欄に（ ）内数で記載すること。

(注) 内訳表の様式は下表の通りとする。

公共施設基本設計料内訳書

公共施設の種類	面積 (㎡)	工事費 (千円)	単価 (円)	基本設計料 (千円)
合 計				

(注) 面積を記入できない場合、公共施設は面積の欄は空白のままよい。

ロ 地盤調査費

調査面積	調査方法	本数または箇所数	単 価	事 業 費
m <sup>2</sup>			千円	千円
合 計				

ハ 建築設計費

建築敷地面積	建築面積	建築延面積	建築費単価	建築費	設計料率	事業費
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	千円/m <sup>2</sup>	千円	%	千円
合 計						

二 権利変換計画作成費

区分	細 分	数量	単位	請 負		直 営		摘 要
				単価 円	金額 千円	単価 円	金額 千円	
確定 測量 調査	確定測量 ・街区確定測量 ・画地確定測量		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>					境界、水準、地形路 線、測量等
権利 変換 計画	土地調書作成		件					宅地、公共用地
	物件調書作成		件					
	資産評価							
	・従前資産の価額							
	土地の評価件数		件					
	建物の評価件数		件					
	・新資産の概算価額							
	土地の評価件数		件					
	建物の評価件数		件					
	権利変換計画書作成			式				
・土地所有権者数			人					
・借地権者数			人					
・借家権者数			人					
・参加組合員数			人					
配置設計			式					
・権利者数			人					
審査委員			式					
・委員手当			人					
・委員調査費			人					
・審査委員会費			回					
登記	価額確定							
	土地の評価件数		件					
	建物の評価件数		件					
	権利変換手続開始の登記							
	・土地		件					
	・建物		件					
権利変換の登記								
・土地		件						
・建物		件						
合計								

- (備考) 1. 直営の場合には、摘要欄に、住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成 12 年 3 月 24 日付け建設省住街発第 29 号）第 2-1-2 の末尾に掲げる表に従った用途内訳を記載すること。
2. 委託費は、直営欄に計上すること。
3. 積算内訳が必要なものについては、摘要欄にその内容を記載すること。
4. 細分欄のうち、補助事業費から除外した項目がある場合は、補助事業費を請負及び直営欄の金額欄に（ ）内数で記載すること。

## (2) 土地整備

(単位：千円)

項 目	事 業 費	補 助 事 業 費
イ 建築物除却等費		
ロ 土地整備費		
ハ 仮設住宅等設置費		
合 計		

## イ 建築物除却等費

建 築 物 除 却				整 地			事業費 合 計	
構 造	棟 数	延面積	単 価	事業費	面 積	単 価		事業費
		m <sup>2</sup>	千円/m <sup>2</sup>	千円	m <sup>2</sup>	千円/m <sup>2</sup>	千円	
合計								千円

## イ-1-1 補償費等

項 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
建物補償費	件		千円	千円	
建物補償費相当額	件				
工作物補償費	件				
立竹木補償費	件				
動産移転補償費	件				
仮住居補償費	件				
営業補償費	件				
地代家賃減収補償費	件				
移転雑費補償費	件				
地代補償費	件				
その他補償費	件				
合 計					

(注) 1 電柱、上下水道の移転補償等上記の他に補償すべき項目があれば記載すること。

2 イ-1-1、イ-1-2、イ-1-3のうち補助事業費から除外したものがあある場合は、( )  
内数で記載すること。

イ1-1-2 補償費等内訳表

(金額単位：円)

図 面 対 象 番 号	所 在 地	氏 名	物 件 補 償 費 等									そ の 他 補 償 費					合 計	摘 要		
			建 物			工 作 物			そ の 他	動 産	仮 住 居		営 業		雑 費 そ の 他					
			用 途	構 造 階 数	経 過 年 数	延 面 積	単 価	評 価 額	権 利 価 額	名 称	数 量 単 位	金 額	金 額	金 額	日 数	金 額			業 種	金 額
				年	m <sup>2</sup>															
合 計																				

(注1) 「物件補償費等」の「その他」欄には立竹木補償費、各種物件の移転補償費等を、又、「その補償費」の「雑費その他」欄には、「地代家賃減収補償費」「移転雑費補償費」「地代補償費」「その他補償費」等について記載すること。

(注2) 「摘要」欄には建物補償費相当額に相当するものについては、その金額及び合計額を記入すること。

イ1-1-3 防災施設建築物建設費内訳表

施 設 の 名 称	位 置	面 積	単 価	金 額
		m <sup>2</sup>	円	千円
合 計				

(備考) 添付図、施設種類、位置、形態等を明示する図面(赤線で表示)。



ロ 土地整備費

整備項目	位置	面積等	金額	備考
道路 公園、緑地、広場 給排水設備 立体遊歩道等 集会所等整備 電線類の地下埋設 環境共生施設 防災関連施設整備			千円	
合計				

(注) 記載にあたっては、「土地整備費内訳書」を添付すること。

土地整備費内訳書

区 分	単位	事業量 a	単価 b	事業費(千円) $a \times b = A$	補助基本額			事業費内訳(千円)
					事業量 c	単価 d	金額(千円) $c \times d$	
		( )	( )	( )	( )	( )	( )	
計		( )	( )	( )	( )	( )	( )	

(注) 1 c 欄の事業量は、当該区分ごとの補助対象の事業量、d 欄の単価は補助対象の単位当たりの単価で限度単価を越えないものを記入すること。

2 変更申請の場合は、当該区分ごとに下段は今回申請額を、上段に既交付決定額を( )書で記載すること。

ハ 仮設住宅等設置費

種 別	構 造	耐 用 年 数	使 用 期 間	戸 数	単 価	仮設住宅等 建 設 費	借 地 料 整地費等	事業費
				戸	千円/戸			
合計								千円

(注) 種別とは「建設」、「移転」、「補修」の別をいう。

## (3) 共同施設整備

(単位：千円)

施設名	数量	事業費	補助対象 事業費
(1) 空地等	①通路		
	②駐車施設		
	③児童遊園		
	④緑地		
	⑤広場		
	小計		
(2) 供給処理施設	①給水施設		
	②排水施設		
	③電気施設		
	④ガス供給施設		
	⑤電話施設		
	⑥ごみ処理施設		
	⑦熱供給施設		
	小計		
(3) その他の施設	①共用通行部分		
	②防災性能強化		
	③防音・防震等		
	④社会福祉施設等との一体的整備		
	⑤立体的遊歩道及び人工地盤		
	⑥駐車場		
	⑦機械室（電気室含む）		
	⑧集会所及び管理事務所		
	⑨高齢者等生活支援		
	⑩子育て支援		
	⑪避難設備		
	⑫消火及び警報設備		
	⑬監視装置		
	⑭避雷設備		
	⑮電波障害防除		
	⑯公開空地用地取得費		
小計			
包括積算			
合計			

(備考) 添付図

位置、区域、形態、施設の種類、ルート等を明示する図面（色分けで表示する）。

(注) 記載にあたっては、「共同施設整備費内訳書」を添付すること。

共同施設整備内訳書

施設名		種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要	
(1) 空地等	① 通路	土工 法覆工 擁壁工 排水工 路盤工 路面工 舗装工 雑工 直接工事費計 共通仮設費 現場管理費 一般管理費 工事費計		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>  m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> 式		円	千円	切土、盛土、残土処理  石積、コンクリート擁壁 暗渠、管渠、側溝、縁石  表層工 仮設工 以下駐車施設、児童遊園、緑地、広場、給水施設、排水施設、電気施設、ごみ処理施設、消火及び警報設備、避難施設、電波障害防除設備、監視装置、避雷施設、立体遊歩道人工地盤においても同様とする。 必要に応じて計上すること。	
	② 駐車施設	土工 法覆工 擁壁工 整地工 排水工 路盤工 路面工 工作物工 街灯工 雑工 直接工事費計		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>  m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> 式 基式 式				不陸整正、転圧	
	③ 児童遊園	土工 法覆工 擁壁工 排水工 整地工 植樹工 芝付工 花壇工 徒渉池工 遊具工 砂場工 照明工 雑工 直接工事費計		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>  m <sup>2</sup> 式 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> 式 式 式 式 基式 式					細別は、池工に準ずる。
	④ 緑地	土工 法覆工 擁壁工 排水工		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>					

		整地工 路面工		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>				
	施設名	種 別	細別	単位	数量	単価	金額	摘 要
(1) 空地等	④ 緑地	植樹工 芝付工 花壇工 生垣工 日陰棚工 池工 休憩所工 運動施設工 便所工 照明工 雑工 直接工事費計		式 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> 式 式 式 式 式 式 式 式 式 式		円	千円	
	⑤ 広場	土工 法覆工 擁壁工 排水工 整地工 路盤工 路面工 舗装工 池工 ベンチ工 日陰棚工 運動施設工 照明工 雑工 直接工事費計		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>  m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> 式 基  基 式				
(2) 供給処理施設	① 給水 施設	〇〇管布設工  人孔設置工 付帯工 受水槽工 ポンプ施設工 中間水槽工 高置水槽工 雑工 直接工事費計		m  個所     式				掘削、埋戻、残土処理、基礎工、 管購入費、管布設、土留、その他  建築工、その他 ポンプ機器購入、設置 水槽設置、水槽購入費、基礎工 同上 仮設工
	② 排水 施設	〇〇管布設工  人孔設置工 付帯工 ポンプ施設工 処理施設工		m  個所				掘削、埋戻、残土処理、基礎工、 管購入費、管布設、土留、その他  沈砂池、上屋、設備 沈砂池、沈澱池、曝気槽

		直接工事費計						
	③ 電気施設	ケーブル布設工 付帯工		m				掘削、埋戻、残土処理、基礎工 ケーブル購入、布設、土留、その他
	施設名	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
(2) 供給処理施設	③ 電気施設	受電設備工 変電設備工 付帯工 自家発電整備 配電整備工 直接工事費計				円	千円	機器購入、設置 機器購入、設置  機器購入、設置 機器購入、設置
	④ ガス供給施設	〇〇管布設工 付帯工 ガスメーター設置工 (ガスメーター) 直接工事費計						掘削、埋戻、残土処理、基礎工、 管購入、布設、土留、その他  機器購入
	⑤ 電話施設	ケーブル布設工 付帯工 配電盤、端子盤 設置工 直接工事費計						掘削、埋戻、残土処理、基礎工、ケ ーブル購入、布設、土留、その他  機器購入、設置
	⑥ ごみ処理施設	共同焼却炉施 設工 共同貯じん槽 設置工 ダストシュート施設工 付帯工 直接工事費計						
	⑦ 熱供給施設	管路等施設工 付帯工 熱交換機器設 備工 直接工事費計						
(3) その他の施設	① 共用通 行部分	躯体工 仕上工 雑工 エレベーター 設置工		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>				
	② 防災 性能強化	杭工 付帯工 雑工 直接工事費計						
	③ 防音・ 防震等							

	施設名	種 別	細別	単位	数量	単価	金額	摘 要
(3)その他の施設	④ 社会福祉施設等との一体的整備					円	千円	
	⑤ 立体的遊歩道及び人工地盤	土工 躯体工 排水工 仕上工 雑工 直接工事費計		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>				
	⑥ 駐車場	土工 躯体工 仕上工 雑工 駐車場設備工						
	⑦ 機械室(電気室含む)	躯体工 仕上工 雑工		m <sup>2</sup>				
	⑧ 集会所及び管理事務所	躯体工 仕上工 雑工		m <sup>2</sup>				
	⑨ 高齢者等生活支援	(緊急連絡通報装置) 電線及び電線管布設工 受報機等施設工 通報機施設工 付 帯 工 雑 工 直接工事費計						
	⑩ 子育て支援							



	施設名	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
(3) その他の施設	⑪ 避難 設備	(排煙設備工)		台		円	千円	機器購入、設置
		排煙ファン ダクト等工		m <sup>2</sup>				機器購入、設置
		排煙ダンプ工		個				機器購入、設置
		排煙口施設工		個				機器購入、設置
		付帯機器工						
		付帯工						
		雑工						
		直接工事費計						
		(非常用照明装置設備工)						
		電線及び管等		m				電線購入、管購入、布設
		布設工						機器購入、設置
		照明器具		個				
		付帯工						
		雑工						
		直接工事費計						
		(防火戸施設工)						
		防火戸施設工		個				防火戸購入、設置
		付帯工						
		雑工						
		直接工事費計						
	⑫ 消火 及び警報 設備	(消火栓設置工場)						
		消火ポンプ施設工		m				ポンプ購入、設置
		〇〇管布設工						管購入、布置
		消火栓施設工		個				機器購入、設置
		送水口施設工						機器購入、設置
		付帯工						仮設工
		雑工						
		直接工事費計						
		(〇〇消火設備工)						
		〇〇消火ポンプ施設工						ポンプ購入、設置
		〇〇管布設工		m				管購入、布設
		〇〇容器施設工						容器購入、設置
		噴射施設工		個				

	付帯工 雑工 直接工事費計 (マルチ設備工) 〇〇管布設工 ヘッド施設工 ポンプ施設工 付帯工 雑工		m 個				機器購入、設置  管購入、布設 ヘッド購入、設置 ポンプ購入、設置
--	----------------------------------------------------------------------------	--	--------	--	--	--	-----------------------------------------------

施設名	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
(3) その他の施設	⑫ 消火 及び警報 設備	直接工事費計 (火災報知器設備工事) 電線及び電線 管布設工 受信機等施設工 感知機施設工 付帯工 雑工 直接工事費計 (非常放送設備工) 電線及び管布 設工 増幅器施設工 スピーカー 付帯工 雑工 直接工事費計 ハロート施工工 ハロート整備工 構造補強工 付帯工 雑工 直接工事費計				円 千円	電線購入、管購入、布設  機器購入、設置 機器購入、設置  ポンプ購入、設置 電線購入、管購入、布設  機器購入、設置 機器購入、設置  電線購入、管購入、布設  機器購入、設置 機器購入、設置
		給水監視装置 設置工 受変配電監視 装置施設工 消防監視装置 設置工 エレベーター監視装 置設置工 直接工事費計					機器購入、設置  機器購入、設置  機器購入、設置  機器購入、設置
		突針設置工 鉄骨接続又は ケーブル工 接地工 付帯工 雑工 直接工事費計					突針等機器購入
		幹線布設工 付帯工 付帯機器工 直接工事費計					幹線購入、布設  機器購入、設置

--	--	--	--	--	--	--	--	--

施設名		種 別	細別	単位	数量	単価	金額	摘 要
(3) その他の施設	⑩ 公開空地用地取得費							
	包括積算							
	合 計							

- (備考) 1 工事費種別で必要ないものは適宜削除し、これ以外に必要と判断されるものについては、適宜加えること。  
 2 工事費種別については、内訳が判明するように適宜記載すること。  
 3 種別欄のうち、補助事業費から除外した項目がある場合は補助事業費を( )内数で記載すること。

(4) 附帯事務費

イ 附帯事務費総括表

項目	補助対象事業費	附帯事務費率	附帯事務費限度額	附帯事務費補助基本額
	千円		千円	千円
合計				

ロ 附帯事務費明細表

費目	細目		金額	積算内訳
	節	区分		
人件費			千円	
旅費				
庁費				
合計				

- (注) 1 費目の欄の人件費とは給料、職員手当及び共済費をいい、庁費とは人件費及び旅費以外のものをいう。  
 2 細目の欄については、「住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について」(平成7年11月20日付け建設省住総発第172号)に従って記載すること。  
 3 各費目の金額の合計額に対する割合を金額の欄中に上段( )書で記載すること。  
 4 積算内訳の欄には、当該経費に係る額の算出についての積算の内訳を詳細に記載すること。  
 5 記載内容について変更する場合は、変更前を上段( )書とすること。

(5) 添付図書

交付申請額の算定方法の資料として、各事業ごとに次の図書を添付する。

事業名称	図書種別	縮尺	摘要
共通	位置図	1 / 25,000 以上	都市計画総括図に防災街区整備事業区域を表示すること。
共通	都市計画図	1 / 2,500 以上	防災街区整備事業の都市計画の内容を表示。
事業計画作成	事業計画作成区域図	1 / 2,500 以上	白図を使用し、施行地区及び工区を赤線で表示し、地区内及びその周辺については、建築用途別及び構造別の現況を表示すること。 用途区分及び色彩は、昭和 27 年 2 月 2 日「都市計画策定基礎調査について」(都市局長通達建都第 56 号)によること。 構造別現況は、耐火建築物を黒枠で囲むことにより表示すること。
	事業計画書		組合の設立認可等にかかる事業計画書の写しであること。ただし、施行者が防災街区整備事業準備組織である場合は、当該施行地区となるべき区域の宅地について所有権又は借地権を有する者の 2 / 3 以上が当該防災街区整備事業準備組織に参加していることを証する図書を添付すること。
地盤調査	地盤調査図	1 / 3,000 以上	地盤調査地点を示すこと。
建築設計	基本設計図	1 / 500 以上	防災施設建築物各階平面図、二面以上の断面図及び立面図、防災施設建築敷地平面図
権利変換計画作成	権利状況図	1 / 500 以上	従前資産の権利の状況を示す図面
	配置設計図	〃	従後資産の権利の状況を示す図面(権利が確定したものでなくても、従後資産の権利の状況を防災施設建築物の各階平面図に示すこと。)
建築物除却等	除却計画図	1 / 500 以上	除却すべき建築物等の位置、規模、構造及び整地区域を表示する図面。
仮設住宅等設置	仮設住宅等計画図	1 / 1,000 以上	仮設住宅等の設置位、及び配置を示す図面。
共同施設整備	共同施設計画図	1 / 500 以上	補助対象にかかる共同施設についてその位置、区域、規模、配置、ルート、寸法等を表示すること。(色分けで表示すること。) 図面は、各施設ごとに簡潔明快なものとする。

(注) 添付図書の作成に当たって、次の区分に従って色分けをすること。

- イ 当該年度は、赤色
- ロ 翌年度以降は、黄色
- ハ 過年度分は、青色

申請者 所在地  
名称  
代表者

防災街区整備事業補助金交付決定通知書（ 年度）  
（ 地区又は工区）

年 月 日付番号 で交付申請のあった、 年度防災街区整備事業の補助金の交付については、下記のとおり決定したので通知する。

年 月 日

板橋区長 印

記

1 交付決定額

金 円

2 交付決定の内容

(1)補助事業

この補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、  
年 月 日付番号 による補助金交付申請書（以下、「申請書」という。）に記載された事業とする。

(2)経費の配分等

経費の配分その他補助事業の遂行計画等は、申請書のとおりとする。

3 交付条件

別紙のとおり

4 補助金の交付

補助金の交付を受けようとするときは、交付決定額の範囲内において、別に指定する請求書により、補助金の交付を請求すること。

5 申請の取下げ

補助金の交付決定の内容又は、これに付された条件に異議があるときは、補助金交付決定通知書を受領した後、14日以内に補助金の交付申請の取り下げをすることができる。

## 別 紙 (交付条件)

交付条件は、次の各条項によるものとする。

### (事情変更による決定の取消等)

第1条 区長（以下「甲」という。）は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、またはその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係るものについては、この限りでない。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

3 甲は、第1項の規定による補助金の交付の決定の取消により、特別に必要となった事務または事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を申請者(以下「乙」という。)に交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため、締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費

4 前項の補助金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消に係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

### (承認事項)

第2条 乙は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ甲の承認を受けること。ただし、第2号に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し又は、廃止しようとするとき。

### (事故報告)

第3条 乙は、補助事業が交付決定通知書に付された期日までに完了しないときは、速やかにその理由及び状況その他必要な事項を書面により甲に報告し、その指示を受けること。

2 前項の規定による報告に基づき、甲が必要な指示を与えた場合には、乙は、直ちにその指示に従うものとする。

### (遂行状況報告)

第4条 乙は、補助事業の遂行状況に関して、各四半期（第4四半期を除く。）ごとに、甲



に報告するものとする。

(遂行命令等)

第5条 甲は、乙が提出する報告書及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助金の交付決定の内容又は、これに付した条件に従って補助事業を遂行されていないと認めるときは、乙に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命じることができる。

2 甲は、乙が前項の命令に違反したときは、乙に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

3 甲は、前項の規定による補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合において、乙が補助金の交付決定の内容又は、これに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、第9条第1項第3号の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告)

第6条 乙は、次の各号に掲げる場合において、甲に対して別に指定する様式により、実績報告書を提出するものとする。

(1) 補助事業の全部が完了したとき。

(2) 補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき。

(3) 補助事業が廃止されたとき。

(補助金の額の確定)

第7条 甲は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、乙に通知する。

2 甲は、補助事業の経費に消費税相当額を含めて補助金の額を算定し、交付決定を行った場合において、前条に定める実績報告の段階で、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助事業の経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。）が明らかになった場合、国土交通省住宅局所管補助事業における消費税相当額の取り扱いについて（平成17年9月1日付国住総第37号国土交通省住宅局長通知）の定めるところにより、確定した消費税仕入控除税額を除いたうえで、額の確定を行うものとする。

(是正のための措置)

第8条 甲は、前条の規定による審査及び調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定

の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、乙に対し、これらに適合させるための措置をとるよう命じることができる。

(交付決定の取消)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又は、これに付した条件その他の関係法令等に違反したとき。

2 前項の規定は、甲が乙に対し、交付すべき補助金の額の確定を通知した後においても適用する。

(補助金の返還)

第10条 乙は、前条の規定により、この交付の決定を取り消された場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、甲の指定する期日までに、補助金を返還するものとする。

2 乙は、甲が乙に交付すべき補助金の額を確定した場合において、乙が既にその額を超える補助金の交付を受けているときは、甲の指定する期日までに、その超える部分の補助金を返還するものとする。

3 乙は、補助事業の経費に消費税相当額を含めて補助金の額の確定を受けた場合において、当該補助金の額の確定後、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合、国土交通省住宅局所管補助事業における消費税相当額の取り扱いについて（平成17年9月1日付国住総第37号国土交通省住宅局長通知）の定めるところにより、確定した消費税仕入控除税額を返還するものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第11条 甲が、第9条第1項の規定による補助金の交付決定の全部又は、一部の取消をした場合において、乙に対し補助金の返還を命じたとき、乙は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間についてはその納付した額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付するものとする。

2 乙が補助金の返還を命ぜられた場合において、甲の指定した納期日までに納付しなかったときは、乙は、納期日の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付するものとする。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(違約加算金)

第12条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、甲が返還を命じた額に相当する補助金は、乙が最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により甲が違約加算金の納付を命じた場合において、乙の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第13条 甲が第11条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、乙が返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(他の補助金の一時停止等)

第14条 乙が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、甲は、乙に対して、同種の補助事業について交付すべき補助金のあるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し又は、当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(財産処分の制限)

第15条 乙は、補助事業により取得し又は、効用を増加した次の各号に掲げる財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は、担保に供しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。ただし、この補助金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して、別に甲が定める期間を経過した場合はこの限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 工作物、機械及び器具で甲が指定するもの
- (3) その他補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

(関係書類・帳簿等の整理保管)

第16条 乙は、補助事業に係る収入、支出に関する帳簿・証拠書類その他補助事業の実施

の経過を明らかにするための書類を作成し、当該補助事業の属する会計年度の終了後、5年間整理保管すること。

2 前項の規定する書類の保管期限の計算は、当該補助事業完了の翌年度4月1日から起算する。

第3号様式（第8条関係）

番 号  
年 月 日

（あて先） 板橋区長

申請者 所在地  
名 称  
代表者 印

年度防災街区整備事業補助金交付申請取下書  
（ 地区又は工区）

年 月 日付 第 号で、補助金の交付決定の通知を受けた 年  
度防災街区整備事業の補助金交付申請については、板橋区防災街区整備事業補助金交  
付要綱（国土交通省住宅局所管補助事業）第8条の規定により、下記のとおり取り下  
げます。

記

- 1 補助事業の名称 防災街区整備事業（ 地区又は工区）
- 2 補助金交付決定額 千円
- 3 補助金交付申請の取下げ理由

請 求 書

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

ただし、 \_\_\_\_\_ 年 月 日付 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号により、補助金の交付の決定を受けた、  
年度防災街区整備事業にかかる補助金として、上記金額を請求いたします。

年 月 日

申請者 所在地  
名 称  
代表者 印

(あて先) 板橋区長

\* 添付書類

- (1) 今回請求内容（別紙1による）
- (2) 請求金額内訳書（別紙2による）
- (3) 交付申請書（写）
- (4) 交付決定通知書（写）

今回請求内容

項 目	金 額 等	摘 要 (通知年月日等)
補助事業費 ①	円	
補助率 ②		
交付決定額 ①×②=③	円	最終交付決定 年 月 日 板都再第 号
受入済額 ④	円	受入月日 年 月 日
今回請求額 ⑤	円	
請求残額 ③-④-⑤=⑥	円	

## 請求金額内訳書

(単位：千円)

区 分	補助事業費	今回までの 出来高 %	今回までの 出来高金額	補助金	補 助 金 内 訳			備 考
					既請求済額	今回請求額	残 額	
調 査 設 計 計 画	事業計画作成 地盤調査 建築設計 権利変換計画作成							
	小 計							
土 地 整 備	建築物除却等 土地整備 仮設住宅等設置							
	小 計							
共 同 施 設 整 備	空地等 供給処理施設 その他の施設							
	小 計							
そ の 他	附帯事務費 その他							
	小 計							
合 計								



番 号  
年 月 日

（あて先） 板橋区長

申請者 所在地  
名 称  
代表者 印

年度防災街区整備事業補助金の経費の配分変更申請書  
（ 地区又は工区）

年 月 日付 第 号で、補助金の交付決定の通知を受けた 年度  
防災街区整備事業の補助金の経費の配分を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 経費の配分変更を必要とする具体的な理由
- 2 経費の配分変更内訳書

（単位：千円）

種 別	補助事業費		補助率	補助金額	摘 要
	金 額	増△減			
(1)調査設計計画費					
(2)土地整備費					
(3)共同施設整備費					
(4)その他					
合 計					

（注） 金額欄には、下段に今回変更申請額を、上段に既交付決定額を（ ）書で記載すること。

第6号様式（第11条関係）

番 号  
年 月 日

（あて先） 板橋区長

申請者 所在地  
名 称  
代表者 印

年度防災街区整備事業補助金交付変更申請書  
（ 地区又は工区）

年 月 日付 第 号で、補助金の交付決定の通知を受けた 年  
度防災街区整備事業の補助金の交付変更を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 防災街区整備事業（ 地区又は工区）
- 2 変更を必要とする理由
- 3 補助事業の完了予定日 年 月 日
- 4 補助金交付変更額  
交付決定額 千円  
交付変更申請額 千円  
差引増△減額 千円
- 5 交付変更申請額の算出方法等（別紙のとおり）

- \* 1. 別紙は、第1号様式の別紙3を準用する。  
2. 添付図書は、変更に係る部分のみを添付する。

第7号様式（第11条関係）

番 号  
年 月 日

（あて先） 板橋区長

申請者 所在地  
名 称  
代表者 印

年度防災街区整備事業の内容変更申請書  
（ 地区又は工区）

年 月 日付 第 号で、交付決定の通知を受けた、 年度防災  
街区整備事業の内容を変更したいので、関係書類及び図書を添えて、下記のとおり申  
請します。

記

- 1 補助事業の名称 防災街区整備事業（ 地区又は工区）
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 関係書類及び図書

\* 添付図書は、変更に係る部分のみを添付する。

第8号様式（第12条関係）

番 号  
年 月 日

（あて先） 板橋区長

申請者 所在地  
名 称  
代表者 印

年度防災街区整備事業（一部・全部）中止（廃止）承認申請書  
（ 地区又は工区）

年 月 日付 第 号で、補助金の交付決定の通知を受けた 年  
度防災街区整備事業の（一部・全部）を中止（廃止）したいので、関係書類を添えて、  
下記のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）に係る事業の内容及び金額（別紙のとおり）

(1) 交付申請額	千円
(2) 廃止申請額	千円
(3) 差 引 額	千円

3 工程表

4 添付書類

(1) 交付申請書(写)  
(2) 交付決定通知書(写)

中止（廃止）に係る事業の内容及び金額

(単位：千円)

事業名	区 分		事業量 (当初)	補助事業に要する経費		補助率	補 助 金			備 考	
				当初補助 申請額	廃止申請額		交付決定額	廃止申請額	差引額		
防 災 街 区 整 備 事 業	調査設計計画	事業計画作成									
		小 計									
	土地整備	建築物除却等									
		小 計									
	共同施設整備	空地等									
		小 計									
	その他	附帯事務費									
		小 計									
	合 計										

(注) 区分については、補助項目に応じて記載すること。

第9号様式（第13条関係）

番 号  
年 月 日

（あて先） 板橋区長

申請者 所在地  
名 称  
代表者 印

年度防災街区整備事業の完了期日変更報告書  
（ 地区又は工区）

年 月 日付 第 号で、補助金の交付決定の通知を受けた 年  
度防災街区整備事業の決定通知に付された完了期日には、下記理由により事業が完了  
しなくなったので、報告します。

記

- 1 補助事業の名称 防災街区整備事業（ 地区又は工区）
- 2 交付決定通知に付された事業の完了期日  
年 月 日
- 3 変更後の事業の完了予定期日  
年 月 日
- 4 変更の理由
- 5 事業実施状況表（別紙のとおり）
- 6 工事工程表（前回工程と今回工程を色別した表）
- 7 参考資料  
写真等工事の進捗状況を把握できるもの

事業実施状況表

項 目	事業費 千円	契 約 済 事 業 費 千 円	契 約 年 月 日	契 約 工 期	当初の完了 期日及び同 日までの予 定 出 来 高 %	完了予定 年月日	備 考
小 計							
小 計							
小 計							
合 計							

第 10 号様式（第 14 条関係）

番 号  
年 月 日

（あて先） 板橋区長

申請者 所在地  
名 称  
代表者 印

年度防災街区整備事業遂行状況報告書  
（ 地区又は工区）

年 月 日付 第 号で、補助金の交付決定の通知を受けた 年度防  
災街区整備事業の 年 月 日現在の事業遂行状況について、板橋区防災街区整備事  
業補助金交付要綱（国土交通省住宅局所管補助事業）第 14 条の規定により、別紙のとおり  
報告する。



事業計画	作成	未着手		%
		作成中		%
		完了		%
地盤調査	作成	未着手	個所	%
		作成中	個所	%
		完了	個所	%
建築設計	作成	未着手		%
		作成中		%
		完了		%
権利変換計画作成	作成	未着手		%
		作成中		%
		完了		%
建築物除却等	作成	未着手	戸	%
		作成中	戸	%
		完了	戸	%
土地整備		未着手		
		作成中		
		完了		
仮設住宅等設置工事	建設	未着手	戸	%
		作成中	戸	%
		完了	戸	%
	移転	未着手	戸	%
		作成中	戸	%
		完了	戸	%
	補修	未着手	戸	%
		作成中	戸	%
		完了	戸	%
共同施設整備		未着手		%
		作成中		%
		完了		%
施設建築物建設		未着手		%
		作成中		%
		完了		%

番 号  
年 月 日

（あて先） 板橋区長

申請者 所在地  
名 称  
代表者 印

年度防災街区整備事業完了実績報告書  
（ 地区又は工区）

年 月 日付 第 号で、補助金の交付決定の通知を受けた 年  
度防災街区整備事業が完了したので、板橋区防災街区整備事業補助金交付要綱（国土  
交通省住宅局所管補助事業）第 16 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて下記のと  
おり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 防災街区整備事業（ 地区又は工区）
- 2 補助金の交付決定額及び精算額  
補助金の交付決定額 円  
補助金の精算額 円
- 3 補助事業の実施期間  
自 年 月 日  
至 年 月 日
- 4 補助事業の成果（別紙 1 のとおり）
- 5 添付書類
  - (1) 支払内訳書（別紙 2 のとおり）
  - (2) 事業実施状況（別紙 3 のとおり）
  - (3) 図 面
  - (4) 事業完了写真
  - (5) その他参考となる資料

## 補助事業の成果

区 分	計 画	完 了
	事 業 量	事 業 量
事業計画作成		
地盤調査	本 m	本 m
建築設計	延 m <sup>2</sup>	延 m <sup>2</sup>
権利変換計画作成		
建築物除却等	戸 延 m <sup>2</sup>	戸 延 m <sup>2</sup>
建物補償	件	件
工作物補償	件	件
立竹木補償	件	件
動産移転補償	件	件
仮住居補償	件	件
営業補償	件	件
地代家賃減収補償	件	件
移転雑費補償	件	件
地代補償	件	件
その他 ( ) 補償	件	件
土地整備	件	件
仮設住宅等設置	戸	戸
共同施設整備		
施設建築物建設		

## 支払内訳書

(単位：円)

区 分	契 約			請負業者 等 名	支 払		備 考
	種 別	年月日	金 額		年月日	金 額	
事業計画作成費							
地盤調査費							
建築設計費							
権利変換計画作成費							
建築物除却等費							
土地整備費							
仮設住宅等設置費							
空地等整備費							
供給処理施設整備費							
その他施設整備費							
合 計							

(注1) 事業施行者の契約ごと（契約の形式をとらないものも含める。）に記入すること。また、2以上の施行者が契約を一括して締結している場合には、その旨備考欄に記入し、一括して記入すること。

(注2) 種別の欄には、契約の内容を記入すること。

事業実施状況

種別		区分	計 画	完 了	着手年月日	完了年月日	備 考
事業計画作成			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
地盤調査	ボーリング		m 本	m 本			
	載荷試験 その他		t 箇所	t 箇所			
建築設計	棟 数		棟	棟			
	建築面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	建築物延面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
権利変換計画作成							
建築物除却等			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
土地整備							
仮設住宅 等設置	建 設						
	移 転 補 修						
共同施設整備							
施設建築物建設							

番 号  
年 月 日

（あて先） 板橋区長

申請者 所在地  
名 称  
代表者 印

年度防災街区整備事業年度終了実績報告書  
（ 地区又は工区）

年 月 日付 第 号で、補助金の交付決定の通知を受けた 年  
度防災街区整備事業の 年度における実績について、板橋区防災街区整備事業  
補助金交付要綱（国土交通省住宅局所管補助事業）第 16 条第 2 項の規定により、関係  
書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び精算額

補 助 金 の 交 付 決 定 額 円  
年度内補助事業遂行実績済額 円

2 補助事業の実施期間

自 年 月 日  
至 年 月 日

3 補助事業の成果（別紙 1 のとおり）

4 添付書類

- (1) 支払内訳書（別紙 2 のとおり）
- (2) 事業実施状況（別紙 3 のとおり）
- (3) 事業遂行工程表（別紙 4 のとおり）
- (4) 事業遂行実績写真・図面
- (5) その他参考となる資料

\* 第 11 号様式の別紙 1 から別紙 3 を準用する。

事業遂行工程表

施行者名

種 別	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	摘 要
事業計画作成																				
地盤調査																				
建築設計																				
権利変換計画作成																				
建築物除却等																				
土地整備																				
仮設住宅等設置																				
共同施設整備																				
施設建築物建設																				

第 号

申請者 所在地  
名 称  
代表者

年度防災街区整備事業補助金の額の確定通知書  
( 地区又は工区)

年 月 日付 号で完了（年度終了）実績報告のあった、 年度防災街区整備事業の補助金については、板橋区防災街区整備事業補助金交付要綱（国土交通住宅局所管補助事業）第 17 条の規定により、下記のとおり確定したので通知する。

年 月 日

板橋区長 印

記

確定補助金額	円
交付決定補助金額	円
交付済金額	円
返還金額	円



第 号

申請者 所在地  
名 称  
代表者

年度防災街区整備事業補助金返還命令書  
( 地区又は工区)

年 月 日付 第 号で補助金の額の確定をした、 年度防災  
街区整備事業の補助金については、板橋区防災街区整備事業補助金交付要綱（国土交  
通省住宅局所管補助事業）第 20 条第 1 項（又は 2 項）の規定により、下記のとおり補  
助金の返還を命ずる。

年 月 日

板橋区長 印

記

1 返 還 金 額 円

2 返 還 期 日 年 月 日

補助金交付要綱別記様式一覧表

様式	条文	表題
第 1 号様式	第 6 条	補助金交付申請書
第 2 号様式	第 7 条	補助金交付決定通知書
第 3 号様式	第 8 条	補助金交付申請取下書
第 4 号様式	第 9 条	請求書
第 5 号様式	第 10 条	補助金の経費の配分変更申請書
第 6 号様式	第 11 条 第 1 項	補助金交付変更申請書
第 7 号様式	第 11 条 第 2 項	内容変更申請書
第 8 号様式	第 12 条	中止（廃止）承認申請書
第 9 号様式	第 13 条	完了期日変更報告書
第 10 号様式	第 14 条	遂行状況報告書
第 11 号様式	第 16 条 第 1 項	完了実績報告書
第 12 号様式	第 16 条 第 2 項	年度終了実績報告書
第 13 号様式	第 17 条	補助金の額の確定通知書
第 14 号様式	第 20 条	補助金返還命令書